

令和元年 第2回

士幌町議会臨時会議案

令和元年5月9日

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて
議案第1号	士幌町町税条例等の一部を改正する条例案
議案第2号	監査委員の選任について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年5月9日

士幌町議会事務局長 矢野 秀樹 様

士幌町長 小林 康雄

議案第1号

士幌町町税条例等の一部を改正する条例案

士幌町町税条例等の一部を改正する条例

(士幌町町税条例の一部改正)

第1条 士幌町町税条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第5項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第6項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第7項第5号及び第9項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項について同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,000円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

(士幌町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 士幌町町税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第4号。以下この条において「改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

改正条例第2条のうち、改正条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（附則第15条の6第2項に係る部分に限る）中「については」の次に「、当分の間」を加え、改正条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 士幌町町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第18号。以下この条において「改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

改正条例第1条のうち、士幌町町税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次の5項を加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税

地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

改正条例附則第1条第6号中「3項」を「8項」に改める。

改正条例附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の士幌町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以

後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第 2 号

監査委員の選任について

次の者を議員のうちから選任する監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 士幌町字士幌 1 7 0 番地

氏 名 河 口 和 吉
昭和 3 8 年 1 月 2 3 日生

説 明

地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年度士幌町一般会計補正予算（第10号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

平成30年度土幌町一般会計補正予算（第10号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年度 土幌町一般会計補正予算〔第10号〕

平成30年度土幌町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,232千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,495,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日 専決処分

土 幌 町 長 小 林 康 雄

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		170,000	10,653	180,653
	1. 自動車重量譲与税	120,000	8,492	128,492
	2. 地方揮発油譲与税	50,000	2,161	52,161
3. 利子割交付金		1,000	598	1,598
	1. 利子割交付金	1,000	598	1,598
4. 配当割交付金		2,000	180	2,180
	1. 配当割交付金	2,000	180	2,180
5. 株式等譲渡所得割交付金		1,000	906	1,906
	1. 株式等譲渡所得割交付金	1,000	906	1,906
6. 地方消費税交付金		110,000	17,199	127,199
	1. 地方消費税交付金	110,000	17,199	127,199
7. 自動車取得税交付金		20,000	20,009	40,009
	1. 自動車取得税交付金	20,000	20,009	40,009
8. 地方特例交付金		1,000	783	1,783
	1. 地方特例交付金	1,000	783	1,783
9. 地方交付税		2,696,313	254,971	2,951,284

	1. 地方交付税	2,696,313	254,971	2,951,284
17. 繰入金		569,203	△200,000	369,203
	1. 基金繰入金	569,203	△200,000	369,203
19. 諸収入		732,476	△106,531	625,945
	5. 雑入	586,927	△106,531	480,396
歳入合計		7,497,025	△1,232	7,495,793

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		956,599	62	956,661
	1. 総務管理費	853,091	62	853,153
3. 民生費		1,401,543	△44	1,401,499
	1. 社会福祉費	888,310	△44	888,266
4. 衛生費		892,998	△1,250	891,748
	2. 清掃費	128,993	△1,250	127,743
歳 出 合 計		7,497,025	△1,232	7,495,793

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	170,000	10,653	180,653
3. 利子割交付金	1,000	598	1,598
4. 配当割交付金	2,000	180	2,180
5. 株式等譲渡所得割交付金	1,000	906	1,906
6. 地方消費税交付金	110,000	17,199	127,199
7. 自動車取得税交付金	20,000	20,009	40,009
8. 地方特例交付金	1,000	783	1,783
9. 地方交付税	2,696,313	254,971	2,951,284
17. 繰入金	569,203	△200,000	369,203
19. 諸収入	732,476	△106,531	625,945
歳入合計	7,497,025	△1,232	7,495,793

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	956,599	62	956,661				62
3. 民生費	1,401,543	△44	1,401,499				△44
4. 衛生費	892,998	△1,250	891,748				△1,250
歳出合計	7,497,025	△1,232	7,495,793				△1,232

2 歳 入

2 款 地方譲与税

1 項 自動車重量譲与税

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 自動車重量譲与税	120,000	8,492	128,492	1. 自動車重量譲与税	8,492	自動車重量譲与税
計	120,000	8,492	128,492			

2 款 地方譲与税

2 項 地方揮発油譲与税

1. 地方揮発油譲与税	50,000	2,161	52,161	1. 地方揮発油譲与税	2,161	地方揮発油譲与税
計	50,000	2,161	52,161			

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金

1. 利子割交付金	1,000	598	1,598	1. 利子割交付金	598	利子割交付金
計	1,000	598	1,598			

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金

1. 配当割交付金	2,000	180	2,180	1. 配当割交付金	180	道民税配当割交付金
計	2,000	180	2,180			

5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金

1. 株式等譲渡所得割交付金	1,000	906	1,906	1. 株式等譲渡所得割交付金	906	道民税株式等譲渡所得割交付金
計	1,000	906	1,906			

2 款 地方譲与税
 3 款 利子割交付金
 4 款 配当割交付金
 5 款 株式等譲渡所得割交付金

6款 地方消費税交付金
 7款 自動車取得税交付金
 8款 地方特例交付金
 9款 地方交付税
 17款 繰入金

単位：千円

6款 地方消費税交付金

1項 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方消費税交付金	110,000	17,199	127,199	1. 地方消費税交付金	17,199	地方消費税交付金
計	110,000	17,199	127,199			

7款 自動車取得税交付金

1項 自動車取得税交付金

1. 自動車取得税交付金	20,000	20,009	40,009	1. 自動車取得税交付金	20,009	自動車取得税交付金
計	20,000	20,009	40,009			

8款 地方特例交付金

1項 地方特例交付金

1. 地方特例交付金	1,000	783	1,783	1. 地方特例交付金	783	減収補てん特例交付金
計	1,000	783	1,783			

9款 地方交付税

1項 地方交付税

1. 地方交付税	2,696,313	254,971	2,951,284	1. 地方交付税	254,971	普通交付税 特別交付税	80,148 174,823
計	2,696,313	254,971	2,951,284				

17款 繰入金

1項 基金繰入金

2. 減債基金繰入金	244,583	△200,000	44,583	1. 減債基金繰入金	△200,000	減債基金繰入金
計	569,203	△200,000	369,203			

19款 諸収入

5項 雑入

5. 雑入	543,623	△106,531	437,092	2. 雑入	△106,531	備荒資金組合納付還付金
計	586,927	△106,531	480,396			

19款 諸収入

3 歳 出

2款 総務費
3款 民生費
4款 衛生費

2款 総務費

1項 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
8. 生活安全推進費	7,798	62	7,860				62	19. 負担金補助及び交付金	62	消費生活相談広域化負担金
計	853,091	62	853,153				62			

3款 民生費

1項 社会福祉費

4. 老人福祉費	17,782	△44	17,738				△44	11. 需用費	△44	印刷製本費
計	888,310	△44	888,266				△44			

4款 衛生費

2項 清掃費

1. ごみ処理費	112,576	△1,250	111,326				△1,250	19. 負担金補助及び交付金	△1,250	北十勝二町環境衛生処理組合運営分担金
計	128,993	△1,250	127,743				△1,250			

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

平成30年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年度 士幌町国民健康保険事業 特別会計補正予算 [第5号]

平成30年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,089,866千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日 専決処分

士 幌 町 長 小 林 康 雄

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		325,044	6,790	331,834
	1. 国民健康保険税	325,044	6,790	331,834
3. 道支出金		653,255	8,484	661,739
	1. 道補助金	653,254	8,484	661,738
6. 繰越金		2	6,510	6,512
	1. 繰越金	2	6,510	6,512
歳入合計		1,068,082	21,784	1,089,866

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 基金積立金		31	17,000	17,031
	1. 基金積立金	31	17,000	17,031
7. 諸支出金		18,837	4,784	23,621
	2. 繰出金	2,700	4,784	7,484
歳 出 合 計		1,068,082	21,784	1,089,866

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	325,044	6,790	331,834
3. 道支出金	653,255	8,484	661,739
6. 繰越金	2	6,510	6,512
歳入合計	1,068,082	21,784	1,089,866

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6. 基金積立金	31	17,000	17,031	3,700		6,510	6,790
7. 諸支出金	18,837	4,784	23,621	4,784			
歳出合計	1,068,082	21,784	1,089,866	8,484		6,510	6,790

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 一般被保険者国民健康保険税	324,967	6,790	331,757	1. 医療給付費分現年度課税分	6,790	医療給付費分現年度課税分
計	325,044	6,790	331,834			

3 款 道支出金

1 項 道補助金

1. 保険給付費等交付金	653,254	8,484	661,738	2. 保険給付費等交付金（特別交付金）	8,484	特別調整交付金分 道繰入金（2号分）	4,784 3,700
計	653,254	8,484	661,738				

6 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	2	6,510	6,512	1. 繰越金	6,510	前年度繰越金	
計	2	6,510	6,512				

1 款 国民健康保険税
3 款 道支出金
6 款 繰越金

3 歳 出

6款 基金積立金
7款 諸支出金

単位：千円

6款 基金積立金

1項 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1. 基金積立金	31	17,000	17,031	3,700		6,510	6,790	25. 積立金	17,000	国民健康保険準備基金積立金
(特定財源の内訳) (道)道線入金(2号分) (越)前年度繰越金				3,700		6,510				
計	31	17,000	17,031	3,700		6,510	6,790			

7款 諸支出金

2項 繰出金

1. 直営診療施設勘定繰出金	2,700	4,784	7,484	4,784			0	28. 繰出金	4,784	直営診療施設勘定繰出金
(特定財源の内訳) (道)特別調整交付金分				4,784						
計	2,700	4,784	7,484	4,784			0			

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

平成30年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年度 士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算 [第2号]

(総則)

第1条 平成30年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり改める。

収 入

第1款 資本的収入	「188,006千円」を「189,356千円」に、
第2項 国保会計繰入金	「2,700千円」を「4,050千円」に改める。

平成31年3月29日 専決処分

士幌町長 小林 康雄

平成30年度 士幌町国民健康保険病院事業会計予算実施計画書

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正予算額	合 計	備 考
1. 資 本 的 収 入			188,006	1,350	189,356	
	2. 国保会計繰入金		2,700	1,350	4,050	
		1. 国 保 会 計 繰 入 金		2,700	1,350	4,050

平成30年度 士幌町国民健康保険病院事業会計予算説明書

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前 の 額	補 正 予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 資本的収入			188,006	1,350	189,356			
	2. 国保会計 繰入金		2,700	1,350	4,050			
		1. 国保会計 繰入金	2,700	1,350	4,050	1. 国 保 会 計 繰 入 金	4,050	